

名古屋市介護保険課 指導担当の移転について

令和5年3月23日(木)から、名古屋市介護保険課事業者指導担当の事務室が市役所本庁舎より下記のとおり移転しましたのでお知らせします。

移転年月日	令和5年3月23日(木)
移転先	〒461-0005 名古屋市東区東桜一丁目14番11号 DPスクエア東桜 8階 「名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 東桜分室」
開庁時間	月曜日から金曜日 午前8時45分～午後5時15分 (休日・祝日・年末年始を除く)
電話番号	052-959-2592 : 施設サービス (介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護) 052-959-3087 : 居宅系サービス、居住系サービス (その他の介護保険サービス及び有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け 住宅)
FAX	052-959-4155
e-mail	a2592@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp



名古屋市営地下鉄東山線・名城線「栄」駅 徒歩6分

名古屋市営地下鉄桜通線「高岳」駅 徒歩4分

ご来訪の際は公共交通機関をご利用ください。

※障害者手帳等(敬老手帳を除きます)の交付を受けている方が当ビルの有料駐車場をご利用の場合は、手帳を提示いただくことにより駐車料金を免除しますので、事前にご連絡ください。

介護保険事業所に対する指定指導事務の委託について

名古屋市は、介護保険サービス事業者による指定申請・指定更新申請及び変更届受付等事務並びに指導事務の一部を、下記へ業務委託しています。

【委託先】

- ・名古屋市介護事業者指定指導センター（一般社団法人 福祉評価推進事業団）
- ・住所：名古屋丸の内ビル7階（名古屋市中区丸の内3-5-10）
- ・TEL：052-950-2232（指定グループ）
052-950-2233（指導グループ）
- ・FAX：052-971-0577（指定グループ・指導グループ共通）



※市営地下鉄名城線

市役所駅3番出口より徒歩5分

※市営地下鉄名城線/桜通線

久屋大通駅2A出口より徒歩5分

※駐車場の用意はございません。

近くのコインパーキングに駐車いただくか、公共交通機関での来訪をお願いします。

指定指導センター来訪のために市役所の駐車場の利用はできません。

【委託内容】

1 指導事務

訪問介護事業所、通所介護事業所（地域密着型を含む。）、居宅介護支援事業所に対する運営指導の一部及び配食サービス事業者に対する書面指導を委託しています（訪問介護、通所介護及び配食サービスには介護予防・日常生活支援総合事業を含む。）。

また、併せて、上記サービスを運営する事業者からの、上記サービスに係る指定基準や報酬算定に係る質問等の対応を委託しています。

＜上記サービスを運営する事業者からの質問等対応窓口＞

名古屋市介護事業者指定指導センター

TEL：052-950-2233 FAX：052-971-0577

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-5-10 名古屋丸の内ビル7階

月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時30分まで

（祝休日、12月29日から翌年1月3日までは除く）

2 指定申請等受付事務

(1) 指定内容の変更及び加算届にかかる相談・受付窓口

すべてのサービスについて、次の部署で相談・受付を行います。

名古屋市介護事業者指定指導センター

TEL：052-950-2232 FAX：052-971-0577

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-5-10 名古屋丸の内ビル 7階

月曜日から金曜日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで

(祝休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは除く)

(2) 指定申請、指定更新申請及び廃止・休止・再開の届出にかか

訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、 通所介護、地域密着型通所介護、 (介護予防)訪問看護、 (介護予防)訪問リハビリテーション、 (介護予防)通所リハビリテーション(みなし指定)、 (介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、 (介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、 (介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、 予防専門型訪問サービス、生活支援型訪問サービス、 予防専門型通所サービス、ミニデイ型通所サービス※、 運動型通所サービス※	名古屋市介護事業者指定指導センター TEL:052-950-2232 FAX:052-971-0577 〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-5-10 名古屋丸の内ビル 7階 月曜日から金曜日の午前 8 時 45 分から 午後 5 時 30 分まで(祝休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは除く) ※ミニデイ、運動型のサービス内容等は、 地域ケア推進課地域支援係 TEL:052-972-2540
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 介護療養型医療施設、介護医療院、 (介護予防)特定施設入居者生活介護、 (介護予防)認知症対応型共同生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	名古屋市役所介護保険課施設指定係 (本庁舎 2 階) TEL:052-972-2539 FAX:052-972-4147
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、 (介護予防)認知症対応型通所介護、 (介護予防)小規模多機能型居宅介護、 看護小規模多機能型居宅介護	名古屋市役所介護保険課居宅指定係 (本庁舎 2 階) TEL:052-972-3487 FAX:052-972-4147

○介護保険事業以外の事業等と併設の場合のご相談は、名古屋市職員も同席することがございます。

電話・資料送付のお間違えが多発しています。事業者の皆様にはお手数をおかけして申

し訳ありませんが、問い合わせ窓口をご確認いただき、お間違えのないようお願いし

ます。市へ問い合わせが必要な内容については、次ページをご確認ください。

令和5年度 名古屋市役所介護保険課 連絡先一覧

係・連絡先	主な業務内容
施設指定係 ☎972-2539	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の介護サービスの事業者指定、更新等 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ● 高齢者福祉施設の認可 ● 有料老人ホームの届出 ● サービス付き高齢者向け住宅の登録（※） ※（共同所管）住宅企画課民間住宅係 ☎972-2944
居宅指定係 ☎972-3487	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の介護サービスの事業者指定、更新等 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 ● 名古屋市特別給付（生活援助型配食サービス）の事業者指定、変更等の手続き ● 介護サービス情報公表（公表に関すること：☎972-4628）
保険料係 ☎972-2595	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険の被保険者資格 ● 介護保険料の賦課、収納
推進係 ☎972-2591	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険に係る予算決算、介護保険制度の普及 ● 介護保険事業計画 ● 名古屋市立老人ホーム
認定係 ☎750-7881 FAX 750-7884	<ul style="list-style-type: none"> ● 要介護・要支援認定
指導係 施設班 ☎959-2592 FAX 959-4155 (東桜分室)	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護サービス事業者等の指導（施設系サービス） ● 事故報告書（施設系サービス）
指導係 居宅班 ☎959-3087 FAX 959-4155 (東桜分室)	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護サービス事業者等の指導（居宅・居住系サービス） ● 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の指導 ● 事故報告書（居宅・居住系サービス・有料老人ホーム） ● 介護サービス情報公表（訪問調査に関すること）
指導係 給付班 ☎972-2594	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険の保険給付等（総合事業を含む） ● 特定福祉用具・住宅改修費受領委任払いの登録

名古屋市役所 健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課

【所在地】〒460-8508 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 本庁舎2階

【FAX番号】972-4147

【申請・相談等の窓口受付時間】9:00~17:00(開庁時間 8:45~17:15)

注)申請・相談等で来庁される場合は、必ず事前連絡をお願いします。

- ・指導係施設班・居宅班は、事務室を移転しております。詳細は「指導担当の移転について」をご覧ください。
- ・指定指導事務の一部を名古屋市介護事業者指定指導センターに委託しています。詳細は「介護保険事業所に対する指定指導事務の委託について」をご覧ください。

名古屋市第1号訪問事業における 訪問サービス の3類型 ※詳細は「総合事業の実施に関する要綱」、各サービスの「人員等基準要領」をご確認ください。

類型	旧介護予防訪問介護	訪問型サービスA	訪問型サービスB																															
サービス種類	予防専門型訪問サービス	生活支援型訪問サービス(一体型) ※同一の事業所で訪問介護)や「予防専門型」は「生活支援型」を一体的に運営	生活支援型訪問サービス(単独型)																															
事業主体	法人	法人	各学区の地域福祉推進協議会																															
サービス対象者	原則、要支援者(チェックリストによる事業対象者も可)	要支援者(チェックリストによる事業対象者)	要支援者(チェックリストによる事業対象者(その他支援が必要な一般高齢者))																															
必要なケアプラン	ケアプランAを適用	ケアプランBを適用	ケアプランCを適用																															
提供するサービス	身体介護(入浴介助等)生活援助(掃除・洗濯・家事等)	生活援助(掃除・洗濯・家事等) *概ね45分～1時間程度	日常のごみ出し、買い物支援、電球の交換等のちょっとした困りごとに対応																															
サービス提供の頻度	ケアプランに基づき決定	ケアプランに基づき決定	利用者からの希望や生活環境等に応じて柔軟に設定																															
事業所の指定/委託	事業所指定	事業所指定	市社協に委託 (令和4年度末時点 16区105学区)																															
人員基準等	<table border="1"> <tr> <th>管理者</th> <th>必要な資格</th> <th>配置要件</th> </tr> <tr> <td>サービス提供責任者</td> <td>なし</td> <td>常勤・専従1以上 ※1</td> </tr> <tr> <td>訪問介護員</td> <td>介護福祉士等</td> <td>常勤の訪問介護員等のうち利用者40人に1人以上 ※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>介護福祉士</td> <td>常勤専従2.5人以上</td> </tr> </table> <p>※1 管理上支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能。</p> <p>【例】要介護者40人 要支援者80人(現行と同様のサービスを利用) → サービス提供責任者3人以上 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上</p> <p>*共生型による指定事業所は別基準により実施</p>	管理者	必要な資格	配置要件	サービス提供責任者	なし	常勤・専従1以上 ※1	訪問介護員	介護福祉士等	常勤の訪問介護員等のうち利用者40人に1人以上 ※2		介護福祉士	常勤専従2.5人以上	<table border="1"> <tr> <th>管理者</th> <th>必要な資格</th> <th>配置要件</th> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>専従1名以上 ※1</td> </tr> <tr> <td>訪問事業責任者</td> <td>介護福祉士 初任者研修修了者 一定の研修受講者 ※2</td> <td>必要数</td> </tr> <tr> <td>従事者</td> <td>同上</td> <td>必要数</td> </tr> </table> <p>※1 管理上支障がない場合、他事業所等の職務に従事可能。 ※2 介護福祉士、初任者研修等の修了者を配置することが望ましい、名古屋市高齢者日常生活支援研修修了者等の一定の研修受講者の配置も可能。</p> <p>・ボランティアコーディネーター 1人以上 ・一定の講習を受講したボランティア 必要数</p>	管理者	必要な資格	配置要件	なし	なし	専従1名以上 ※1	訪問事業責任者	介護福祉士 初任者研修修了者 一定の研修受講者 ※2	必要数	従事者	同上	必要数								
管理者	必要な資格	配置要件																																
サービス提供責任者	なし	常勤・専従1以上 ※1																																
訪問介護員	介護福祉士等	常勤の訪問介護員等のうち利用者40人に1人以上 ※2																																
	介護福祉士	常勤専従2.5人以上																																
管理者	必要な資格	配置要件																																
なし	なし	専従1名以上 ※1																																
訪問事業責任者	介護福祉士 初任者研修修了者 一定の研修受講者 ※2	必要数																																
従事者	同上	必要数																																
従事者の雇用形態	賃金労働者	賃金労働者	無償ボランティア ただし、1回あたり100円相当のポイントを付与																															
基本報酬額	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>報酬区分</th> <th>対象者</th> <th>単位数</th> </tr> <tr> <td>週1回</td> <td>月額</td> <td>事業対象者・要支援1・要支援2</td> <td>1,176単位</td> </tr> <tr> <td>週2回</td> <td>月額</td> <td>事業対象者・要支援1・要支援2</td> <td>2,340単位</td> </tr> <tr> <td>週2回超</td> <td>月額</td> <td>要支援2</td> <td>3,727単位</td> </tr> </table> <p>・旧介護予防訪問介護と同額の報酬 ・加算体系も旧介護予防訪問介護と同じ</p>	区分	報酬区分	対象者	単位数	週1回	月額	事業対象者・要支援1・要支援2	1,176単位	週2回	月額	事業対象者・要支援1・要支援2	2,340単位	週2回超	月額	要支援2	3,727単位	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>報酬区分</th> <th>対象者</th> <th>単位数</th> </tr> <tr> <td>週1回</td> <td>月額</td> <td>事業対象者・要支援1・要支援2</td> <td>972単位</td> </tr> <tr> <td>週2回</td> <td>月額</td> <td>事業対象者・要支援1・要支援2</td> <td>1,944単位</td> </tr> <tr> <td>週2回超</td> <td>月額</td> <td>要支援2</td> <td>2,916単位</td> </tr> </table> <p>・自己評価・ユーザー評価参加加算(20単位/月) ※介護保険の処遇改善加算相当分も加味</p> <p>・1団体年10万円程度の補助金を交付 ・ボランティアコーディネーターへの謝金 →半日程度:1,000円(月24,000円を上限)</p>	区分	報酬区分	対象者	単位数	週1回	月額	事業対象者・要支援1・要支援2	972単位	週2回	月額	事業対象者・要支援1・要支援2	1,944単位	週2回超	月額	要支援2	2,916単位
区分	報酬区分	対象者	単位数																															
週1回	月額	事業対象者・要支援1・要支援2	1,176単位																															
週2回	月額	事業対象者・要支援1・要支援2	2,340単位																															
週2回超	月額	要支援2	3,727単位																															
区分	報酬区分	対象者	単位数																															
週1回	月額	事業対象者・要支援1・要支援2	972単位																															
週2回	月額	事業対象者・要支援1・要支援2	1,944単位																															
週2回超	月額	要支援2	2,916単位																															
利用者負担	1割～3割の負担	1割～3割の負担	年3000円程度の手帳発行手数料を負担																															
請求の方法(利用者負担分を除く)	国保連経由	国保連経由	事業者に直接支払い (社協に事務を委託)																															
限度額管理の有無	限度額管理あり (要支援2:10,531単位 要支援1及び事業対象者:5,032単位)	限度額管理あり (要支援2:10,531単位 要支援1及び事業対象者:5,032単位)	限度額管理なし																															

